別　紙

「今後推進すべき具体的な物流施策」の進捗状況を把握する指標

総合物流施策推進会議

平成 18 年 3 月

「今後推進すべき具体的な物流施策」の進捗状況を把握する指標

「今後推進すべき具体的な物流施策」	担当省庁	指標	指標の目標
1　国際物流・国内物流の一体的展開			
⑴　国際拠点港湾・空港の機能向上			
①　国際基幹航路確保のためのスーパー中枢港湾プロジェクトの推進			
・　スーパー中枢港湾として、京浜港、名古屋港・四日市港、大阪港・神戸港の重点的整備及び運営の効率化を図り、港湾コストの3割削減、船舶入港から貨物引取りが可能となるまでのリードタイムの1日程度への短縮を目標とし、アジア主要港を凌ぐコスト・サービス水準の実現を目指す。	国土交通省	【スーパー中枢港湾プロジェクトの目標の達成】 スーパー中枢港湾において、重点的整備及び運営の効率化を図り、港湾コスト 3 割削減、船舶入港から貨物引取りが可能となるまでのリードタイムの 1 日程度への短縮を目指す。	・　平成 22 年度までに、目標達成
・　スーパー中枢港湾において、高規格な荷役機械等の整備や公共岸壁等の長期貸付により、大規模コンテナターミナルの効率的・一体的な運営を行うメガターミナルオペレーターの育成を図るとともに、現在多くのコンテナ貨物を取り扱っている埠頭公社について、民営化も含めた最適な組織のあり方を検討し、コンテナ埠頭の運営効率化を図る。	国土交通省	【スーパー中枢港湾プロジェクトの目標の達成】 （再掲）	・（再掲）
・　近隣港湾同士の機能分担、相互連携を深め、さらには、一体的管理も視野に入れたサービス水準の向上を図るため、港湾管理者、関係行政機関及びターミナルオペレーターをメンバーとする特定国際コンテナ埠頭機能高度化協議会を設置し、対応策を検討し、逐次実施を図る。	国土交通省	【スーパー中枢港湾プロジェクトの目標の達成】 （再掲）	・（再掲）
②　東アジア SCM の形成			
・　東アジアとの円滑な国際水平分業の維持発展を支えるシームレスな物流の形成を図るため、中枢・中核国際港湾等において、国際コンテナ、フェリー・RORO ターミナルの整備・改良を実施するとともに、小口貨物の積替円滑化を支援する施設の整備を図ることにより、我が国側のゲートウェイとしてのターミナル機能の高度化を図る。	国土交通省	【国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率】 国際海上貨物の輸送コスト（海上輸送コスト（※）＋港湾コスト（※）＋陸上輸送コスト（※））の低減の割合。 ※　海上輸送コスト：船舶の大型化への対応等による低減 ※　陸上輸送コスト：効率的な施設配置等による低減 ※　港湾コスト：ターミナル稼働率向上等による低減	・　平成 19 年度までに、平成 14 年度比 5%減
③　拠点港湾の機能向上の推進			
・　コンテナゲート周辺の混雑状況を解消し、物流の効率化を図るため、港湾の 24 時間フルオープン化の促進、本人確認の自動化等によるターミナルへの出入管理の高度化を図る。	国土交通省	【ゲート効率化システムの構築】 重要国際埠頭施設（コンテナターミナル）への出入者（ドライバー等）の本人確認を自動化等するためのシステム構築に関する実証実験の実施。 【フルオープン検査支援サービスの提供】 夜間や雨天時等においても国の検査を円滑に行うために、官民の取組と連携して、24 時間フルオープンサービスに対応した施設整備を促進。	・　平成 17 年度に引き続き、平成 18 年度も実証実験を実施しシステムを検証 ・　平成 22 年度までに、各スーパー中枢港湾において実施
・　多頻度、小ロットでの輸送に対応し、港湾コストの削減及び船舶入港から貨物の引き取りまでのリードタイムの短縮、港湾間や背後圏との輸送円滑化を図るための共同デポの整備の促進を図るとともに、海上輸送から鉄道へのコンテナの積み替えの円滑化等による港湾と鉄道との間の物流の効率化を図る。	国土交通省	【共同デポ施設の活用等によるコンテナ物流の円滑化】 港湾間の横持ちコンテナや空コンテナを一時蔵置することによりコンテナターミナルのゲート混雑緩和を図るため、コンテナターミナル近傍において共同デポの整備を促進。 【鉄道積替円滑化に資する環境整備】 コンテナターミナルと鉄道貨物駅間の海上コンテナ貨物の円滑な積み替え・横持ち輸送に資する鉄道積替施設の整備を促進。	・　平成 19 年度までに、各スーパー中枢港湾において実施 ・　平成 18 年度までに、支援制度の創設。平成 19 年度までに、スーパー中枢港湾のモデル地区において実施
・　鉄鉱石、石炭、石油等を輸送する船舶の大型化に対応するため、受益者からの負担も活用して、航路や港湾の水深確保等、所要の機能向上を図る。	国土交通省	【船舶航行のボトルネックの解消率】 国際幹線航路の航路幅員、航路水深及び航路延長の計画値の積に対する実績値の積の割合。	・　平成 22 年度までに、95%
④　急増する航空貨物需要や翌日配達ニーズに応えた大都市圏拠点空港の整備・活用			
・　航空貨物需要に応えた空港機能の向上を図るため、成田国際空港の平行滑走路の 2,500m 化の推進、関西国際空港の二期事業の平成 19 年限定供用に向けた整備推進、中部国際空港の貨物施設の充実等を促進する。	国土交通省	【我が国における国際航空貨物取扱量】 我が国の空港で取り扱われた国際航空貨物の取扱量。	・　平成 21 年度までに、4,240 千トン
・　羽田空港の再拡張事業を推進し、平成 21 年中の供用開始を目指す。再拡張事業の完成後には、国内線の需要への対応を図りつつ、国際定期便の就航を図るとともに、24 時間空港として有効活用を図る。また、貨物輸送については、国際旅客定期便のベリー活用に加え、深	国土交通省	【我が国における国際航空貨物取扱量】 （再掲）	・（再掲）

「今後推進すべき具体的な物流施策」	担当省庁	指標	指標の目標
夜早朝時間帯における国際貨物便の就航について、騒音問題に十分配慮しつつ実現を図る。			
⑵ 国内外の物流ネットワークの構築			
① 国内トラック輸送との円滑なネットワークの構築			
・ 国際物流戦略の観点から重要な港湾等と大規模物流拠点とを積み替えなくドア・トゥ・ドアで走行できる道路ネットワークを戦略的に構築するため、重要な港湾等への接続性の改善、不連続区間の解消、環状道路の整備、大型車の通行可能な道路拡大のための橋梁補強等を推進する。具体的には、平成 17 年度中に緊急に解消すべきボトルネック区間を確定し、その後、この区間について重点的にボトルネックの解消対策を推進し、特にスーパー中枢港湾に係るボトルネックは5年以内の解消を目指す。	国土交通省	【国際物流の観点から重要な港湾と物流拠点とを結ぶルート上のボトルネック箇所の解消率】 以下の基準により選定されたルート上に存在する重さ指定道路・高さ指定道路に指定されていない区間(※)のうち、平成 18 年度以降に重さ・高さ指定道路に指定された区間(箇所)の割合。 ① 高規格幹線道路 ② 高速自動車国道とあわせて全国的な幹線道路網を構成する道路のうち、別に定める要件を満たす区間 ③ 拠点的な港湾等へのアクセス道路 ④ 大型貨物車の発生集中量の多いエリアに存在する物流拠点等から外貿貨物を取り扱う港湾等へのルート ⑤ その他、都市の環状道路や高速道路等へのアクセス道路など、道路管理者が国際物流戦略の観点から重要であると考えるルート ※ 地方整備局毎に地域の状況を考慮して設定	・ 未策定 (平成 17 年度末に予定しているボトルネック箇所抽出を踏まえて策定)
・ 高速道路等のインターチェンジから 10 分以内に到達可能となる拠点的な港湾・空港の割合の向上を図るため、アクセス道路等の整備を重点的かつ効果的に推進する。	国土交通省	【拠点的な空港・港湾への道路アクセス率】 高規格幹線道路、地域高規格道路又はこれらに接続する自動車専用道路のインターチェンジ等から 10 分以内に到達が可能な拠点的な空港・港湾(※)の割合。 ※ 拠点的な空港:第一種空港及び国際定期便が就航している第二種空港 ※ 拠点的な港湾:総貨物取扱量が 1,000 万トン/年以上又は国際貨物取扱量が 500 万トン/年以上の重要港湾及び特定重要港湾(国際コンテナ航路、国際フェリー航路及び内貿ユニット航路のいずれも設定されていないものを除く。)	・ 平成 19 年度までに、68%
・ 特殊車両通行許可申請手続の電子化(ペーパーレス化)及びワンストップサービス化を引き続き実施し、手続の簡素化・効率化を推進するとともに、重さ指定道路及び高さ指定道路について、ウェブサイト等を活用してわかりやすい情報提供に努める。	国土交通省	【手続の電子化及びワンストップサービス化】	・ 平成 15 年度末に、実施済
② 内航海運・鉄道輸送等との円滑なネットワークの構築			
・ 貨物特性や荷主ニーズに応じて、国内区間の最適な輸送システムが選択できるようにするため、港湾と、その周辺にある鉄道貨物駅、空港、トラックターミナル等とのアクセスを改善する。	国土交通省	【国土交通省国際物流施策推進本部による検討】 経済活動を支える円滑かつ効率的な物流ネットワークを構築するため、総合的・一体的・戦略的な物流施策の検討を行う。 【鉄道積替円滑化に資する環境整備】 (再掲)	・ 平成 17 年 2 月に設置。継続的に開催し検討を行う ・ (再掲)
・ スーパー中枢港湾における内航フィーダー輸送の利用促進のため、内航コンテナ船の外貿バースへの直付けの促進、外貿バースと内貿バースの一体的運用による横持ちコストの低減策の検討、内航フィーダーの利用促進に向けた実証実験の実施、スーパーエコシップ等新技術を活用した船舶の開発・実用化・普及を推進する。また、フェリーや RORO 船専用のトレーラについては、特殊な使用実態に鑑み、利用促進につながる対応策を検討する。	国土交通省	【内航フィーダーの利用促進に向けた実証実験の実施】 【スーパーエコシップ(SES)フェーズ 1 については、SES 化に伴う船価上昇率】 (SES 化に伴う船価上昇額)÷(SES 化をしない場合の船価)×100(%)	・ 平成 17 年度に引続き、平成 18 年度も実証実験を実施 ・ 平成 22 年度契約船において、平成 17 年度契約船の 3 分の 1 に低減
・ 海上輸送と航空輸送の組合せにより、効率的・効果的な物流の仕組みを構築すべく検討を推進する。	国土交通省	【港湾・空港の組合せ利用による輸送(Sea&Air 輸送)ニーズの実態把握、効果分析、推進に係る課題の抽出等の調査の実施】	・ 平成 18 年度までに、調査を実施
・ 鉄道については、主要幹線区間の輸送力増強、輸送設備の整備等を促進するとともに、海上輸送から鉄道へのコンテナの積み替えの円滑化等新たな海陸の国際複合一貫輸送システム作りを促進する。	国土交通省	【鉄道コンテナ輸送量】 貨物鉄道のコンテナ輸送実績により算出。 【新たな海陸国際複合一貫輸送システム作りの促進】 海上輸送から鉄道へのコンテナの積み替えの円滑化等、新たな海陸の国際複合一貫輸送等の取組を推進するにあたっての課題と対策を検討。	・ 平成 22 年度までに、217 億トンキロ ・ 平成 18 年度までに、実態調査を行い、平成 19 年度目途に、課題と対策をとりまとめ

「今後推進すべき具体的な物流施策」	担当省庁	指標	指標の目標
・ 一般空港等においては、貨物動線の改善等による空港内貨物施設の機能強化、滑走路利用制限の緩和による輸送能力の向上を図る。また、空港内における貨物車両の混雑緩和等について検討を図る。	国土交通省	【我が国における国内航空貨物取扱量】 我が国の空港で取り扱われた国内航空貨物の取扱量。	・ 平成 21 年度までに、1,140 千トン
③ 増大するアジア域内需要を担う事業運営体制のあり方			
・ 我が国航空企業の貨物輸送力の増強を図るため、平成 18 年度中に航空企業の航空機の調達に対する支援措置の維持・充実を推進する。また、航空貨物専用便の就航拡大のための環境整備を図る。	国土交通省	【我が国における国際航空貨物取扱量】 【平成 18 年度税制改正における航空機の調達に対する特例措置】	・ 平成 21 年度までに、4,240 千トン ・ 平成 17 年度までに、措置
・ 乗員需要の増大に対応するため、航空大学校による基幹的要員の安定的供給等の総合的対策を推進する。	国土交通省	【年間養成学生数】 航空大学校の第二期中期計画期間（平成 18 年度～平成 22 年度）中における年間養成学生数。	・ 第二期中期計画期間（平成 18 年度～平成 22 年度）において、年間 72 名
・ 航空貨物需要の増大に応じた輸送力の確保を図るため、平成 17 年度中に本邦航空会社と外国航空会社との貨物輸送に係る運航の管理の受委託に関する技術通達を定め、当該受委託の推進を図る。	国土交通省	【本邦航空会社と外国航空会社との貨物輸送に係る運航の管理の受委託に関する技術通達の策定】	・ 平成 17 年度までに、通達を策定
⑶ 国際物流におけるロジスティクス機能の高度化			
① 国際物流の高度化に資するロジスティクス・ハブの形成			
・ 高度化・多様化する荷主ニーズに対応するため、平成 17 年 10 月に施行された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を活用するなど、先進的な取組に対し、資金面の支援、関係事業許可・登録の一括付与等を行うことにより、国際拠点港湾・空港及びその周辺、あるいは高速道路等のインターチェンジ周辺等の物流結節点において、在庫管理、流通加工、クロスドック機能といった高度の物流サービスの提供が可能な物流施設の整備を促進する。	農林水産省 経済産業省 国土交通省	【総合効率化計画の認定件数】 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に基づく総合効率化計画（事業者が実施しようとする流通業務総合効率化事業（※）についての計画）の認定件数。 ※ 流通業務総合効率化事業：特定流通業務施設を中核として、輸送・保管・荷さばき及び流通加工を一体的に行うことにより流通業務の総合化及び効率化を図り、輸送網の集約、配送の共同化など輸送の合理化を行うことにより、流通業務の効率化を図る事業のこと	・ 平成 21 年までに、110 件
・ コンテナターミナルの背後において、流通加工機能・クロスドック機能など高度な物流サービスを提供できる特定流通業務施設の立地を促進するとともに、臨港交通施設等の整備を促進する。	国土交通省	【港湾流通拠点地区の指定地区数】 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第 6 条第 1 項により指定された地区数。	・ 平成 21 年までに、15 地区
・ 都市における物流機能の向上及び道路交通の円滑化を図るため、高速道路 IC 近郊等の区域において、当該都市の需要に応じた集配、保管等の機能に加え、当該都市と他の地域との地域間流動物資の集散の機能を併せて有する物流拠点について、「流通業務市街地の整備に関する法律」（流市法）による流通業務団地及び土地区画整理事業による整備を促進し、適切な物流施設の配置と供給を図る。	国土交通省	【物流拠点の整備地区数】 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和 41 年法律第 110 号）による流通業務団地及び土地区画整理事業により整備された物流拠点の地区数。	・ 平成 21 年度までに、36 地区
・ 特別用途地区等の活用を促進することにより、流通業務施設等の集約的な立地等を図り、効率的な物流施設の整備を図るとともに、都市内物流対策についての都市計画における取組等を示す政策課題対応型都市計画運用指針を作成する。	国土交通省	【都市内物流対策についての都市計画における取組等を示す政策課題対応型都市計画運用指針の検討及び作成】	・ 平成 18 年度までに、指針を検討及び作成
・ 国際拠点港湾・空港におけるロジスティクス・ハブや物流ネットワークを活用した共同輸配送の促進方策を検討する。	国土交通省	【国際物流戦略チームの設置及び促進方策の検討】	・ 平成 17 年度までに、4 地区において設置し、促進方策を検討
② 国際拠点港湾におけるロジスティクス機能向上に向けた公共的施設運営の改善			
・ 国際拠点港湾の 24 時間フルオープンサービス化を図るため、コンテナヤードのゲートのオープン時間の延長、税関、検疫所等の執務時間外の体制整備を推進する。	財務省 農林水産省 厚生労働省 国土交通省	【執務時間外の通関需要（1 時間当たりの臨時開庁申請件数の実績又は見込み）等に応じた、税関の執務時間外の通関体制の整備】 【動植物検疫業務・食品等輸入届出業務のオープン時間の延長】	・ 平成 15 年 7 月より、執務時間外の通関体制を整備中。今後とも、通関需要等に的確に対応する通関体制を整備 ・ 平成 16 年に、動植物検疫業務については横浜港など 7 つの主要港湾において、食品等輸入届出業務については 6 つの主要港湾において、港湾のオープン時間の延長を実施済
・ 港頭地区の渋滞の一因となっている空コンテナの貸出・返却に伴う輸送について、荷主近傍の内陸部における空コンテナの貸出・返却による効率化を図るため、インランドデポ施設の	国土交通省	【インランドデポ施設・情報システムの構築の検討】	・ 平成 18 年度までに、空コンテナ流通システムを設計し、実証実験を

「今後推進すべき具体的な物流施策」	担当省庁	指標	指標の目標
整備や効率化を支援する情報システムの構築について検討する。			実施及びデポ施設の実現性の検討
③ 国際拠点空港におけるロジスティクス機能向上に向けた公共的施設運営の改善			
・ 国際拠点空港の国際競争力を維持し、利用者に使いやすい空港とするため、アクセスの改善、輸出入手続の改善等の検討を図る。また、首都圏を始めとする我が国における国際航空物流機能のあり方について調査を行う。	国土交通省	【首都圏をはじめとする我が国における国際航空物流機能のあり方等についての調査の実施】	・ 平成 20 年度までに、調査を実施し、国際物流の将来像を提示
・ 成田国際空港においては、利用者の利便性向上の促進を図るため、平成 20 年度中に南部貨物上屋前面での航空機からの貨物の積み降ろしが可能となるようエプロンを改修する。また、同空港の空港内外の車両混雑緩和について関係者との検討を図る。	国土交通省	【我が国における国際航空貨物取扱量】 （再掲） 【国際物流戦略チームによる検討の推進】 成田国際空港周辺における道路混雑等の問題について改善策を検討するため、平成 17 年に荷主、物流事業者、行政など関係者の連携により設置された「国際航空物流戦略研究会」において、実態調査に基づいて、改善策を検討。	・（再掲） ・ 平成 17 年度に実施された実態調査結果に基づいて、改善策の検討を推進
・ 関西国際空港においては、増大する国際航空貨物を効率的に取り扱うため、各種上屋等を整備することにより、国際物流拠点としての機能強化の促進を図る。	国土交通省	【我が国における国際航空貨物取扱量】 （再掲）	・（再掲）
・ 中部国際空港においては、需要増に対応した貨物上屋の拡充の検討を進めるとともに、総合保税地域を活かした物流機能の高度化を図るため、地域内における運搬業務の円滑化対策の検討を促進する。	国土交通省	【我が国における国際航空貨物取扱量】 （再掲）	・（再掲）
・ 羽田空港においては、平成 21 年中に予定されている PFI 手法により民間の創意工夫を活かした国際線貨物ターミナルの開業により、国際物流の拠点として迅速な貨物処理と質の高いサービス提供の実現を図る。	国土交通省	【我が国における国際航空貨物取扱量】 （再掲）	・（再掲）
④ 輸出入・港湾手続等の簡素化・電子化と民間物流業務の電子化促進			
・ 平成 17 年の秋の FAL 条約の締結の機会に、入出港届等に併せて、入港前の諸手続の大幅な簡素化と共通様式化を図るとともに、夜間入港規制を廃止する。これらの簡素化手続を平成 17 年 11 月までに電子申請及び書類双方で行えるようにする。	国土交通省	【港湾諸手続の簡素化、共通様式化と電子化の早期実現】	・ 平成 17 年 11 月に、実施済
・ 税関においては、従来から一定の要件の下、予備審査制、到着即時輸入許可制度及び簡易申告制度の導入・拡充、税関の執務時間外における通関体制の整備、臨時開庁手数料の軽減等を図ってきたが、さらに、平成 18 年３月には、コンプライアンスの優れた者に対し、保税地域に搬入することなく自社施設等において輸出申告を行い輸出許可を受けることのできる輸出通関制度を導入することとしており、これらの施策の利用を促進する。	財務省	【予備審査制（輸出入、航空海上貨物別）の利用率】 予備審査制を利用した輸出入申告数の全輸出入申告数に占める割合。 【到着即時輸入許可制度（航空貨物）の利用率】 到着即時輸入許可制度（航空貨物）を利用した輸入申告数の全航空貨物輸入申告（予備申告）数に占める割合。 【到着（搬入）即時輸入許可制度（海上貨物）の利用率】 到着（搬入）即時輸入許可制度（海上貨物）を利用した輸入申告数の全海上輸入申告（予備申告）数に占める割合。 【簡易申告制度における特例輸入者数及び指定貨物数】 簡易申告制度における特例輸入者数及び指定貨物数。	・ 平成 21 年までに、 輸入航空　55%以上 輸入海上　30%以上 輸出航空　40%以上 輸出海上　5%以上 ・ 平成 21 年までに、70%以上 ・ 平成 21 年までに、10%以上 ・ 平成 21 年までに、特例輸入者数を 65 者以上、指定貨物数を 800 件以上
・ 全ての手続の原則電子化を実現するとともに、可能な限り複数の手続を一つの窓口（システム）から行うことを可能とするワンストップサービス及び一回の入力ですべての手続が完了するシステム（シングルウィンドウ化）に改めるため、平成 17 年度中に関係省庁が関係民間事業者団体の意見を聞きつつ策定する業務・システム最適化計画と連携させつつ、各主体間で効率的に電子的な情報の授受が行えるよう、官民及び事業者間での電子化促進に向けたグランドデザインを平成 17 年中に取りまとめる。	財務省 国土交通省	【グランドデザインの取りまとめ】	・ 平成 17 年 12 月に、実施済
・ 通関情報処理システム（NACCS）について、システム構成及び調達方法の見直し並びに国際物流における情報インフラ機能の充実・強化、経費の削減及び危機管理対策の強化の必要性について検討を行い、最適化計画を策定する。	財務省	【通関情報処理システム（NACCS）の最適化計画の策定】	・ 平成 17 年度までに、最適化計画を策定
⑤ アジア地域内の物流発展のための対応策			

「今後推進すべき具体的な物流施策」	担当省庁	指標	指標の目標
・ 経済交流が活発化しつつある ASEAN 地域での物流の円滑化に資するため、実施中の「日 ASEAN 物流プロジェクト」を ASEAN 諸国との緊密な連携により、強力に推進する。具体的には、解消すべき主要モード間のボトルネックを特定するための調査を実施する。また、制度・ルールの簡素化・調和化を図るため、国境通過輸送を円滑化するための実態調査を実施する。さらに、ASEAN 地域の物流事業者のレベル向上のため、各国の発展レベルに応じた研修を実施する。加えて、東アジアにおける統一的な物流統計の実現に向けた条件整備を進める。	国土交通省	【解消すべき主要モード間のボトルネックを特定するための調査の実施】 【制度・ルールの簡素化・調和化を図るため、国境通過輸送を円滑化するための実態調査の実施】 【各国の発展レベルに応じた研修の実施】	・ 平成 18 年度までに、調査を実施 ・ 平成 18 年度までに、調査を実施 ・ 平成 18 年度までに、研修を実施
・ 物流の円滑化を図るため、引き続き日中、日韓間における既存の運輸ハイレベル協議、実務者協議等の政策対話を活用する。また、東アジア域内の物流改善を図るため、日中韓や ASEAN+3（日中韓）など新たな枠組み創設に向けた調整を行い、物流効率化のための共通課題について検討を進める。	国土交通省	【日中、日韓間における既存の運輸ハイレベル協議の実施】 【物流に関する日中韓交通大臣会合（仮称）の開催】	・ 平成 18 年までに、協議を実施 ・ 平成 18 年までに、第 1 回会合を開催
・ 日本・中国・韓国の３国間における流通・物流分野での産業構造、行政の規制、管理状況についての相互理解を深め、今後の施策展開に活用するために、統計、現状や課題等を整理した共同報告書を作成する。	経済産業省	【日中韓の流通・物流における共同物流報告書の作成】 三カ国の物流の効率化に資するため、内容的にも体制的にも整合性の取れた報告書を作成し、隔年発行を目指す。	・ 平成 18 年 3 月に、初版が完成。平成 21 年度までに、報告書の第 3 版を発行
２ 効率的で環境負荷の小さい物流			
⑴ グリーン物流の推進			
① グリーン物流の推進のための全体的枠組み			
・「グリーン物流パートナーシップ会議」を活用し、荷主・物流事業者が一体となって、モーダルシフト、低公害車の導入、物流拠点の再編・合理化、3PL の促進、エコドライブの促進、電子タグ等の導入による情報化や効率化等、幹線物流から末端物流まで施策の幅を拡げて、裾野の広い活動を展開する。このため、モデル事業に対する支援、CO_2 排出量簡易計算マニュアルの作成、優良事例の広報等を実施する。	経済産業省 国土交通省	【グリーン物流パートナーシップ会議会員数】 グリーン物流パートナーシップ会議に会員登録している者数。 【グリーン物流パートナーシップモデル事業の活用率】 （グリーン物流パートナーシップモデル事業の活用件数）÷（グリーン物流パートナーシップ会議会員企業数）×100（%）	・ 平成 21 年までに、4,000 者 ・ 平成 21 年までに、グリーン物流パートーシップ会議会員企業数の 50%
・ 運輸分野における CO_2 削減目標の達成に向け、物流分野におけるエネルギーの使用の合理化をより一層進め、CO_2 排出量の抑制を図るため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）を改正したが、これに基づき、一定規模以上の輸送事業者、荷主に対し、省エネルギー計画の策定、エネルギー使用量の報告を義務付けるとともに、省エネルギーの取組が著しく不十分な場合に、主務大臣が勧告、公表、命令を行う等の措置を講ずる。	経済産業省 国土交通省	【改正省エネ法の適切な執行】	・ 平成 17 年度までに、政省令・告示を公布。平成 18 年度より、毎年度、適切に措置
・「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正に基づく一定規模以上の輸送事業者や荷主の温室効果ガス排出量の報告・公表等の対策により、物流分野における温室効果ガス排出量削減への取組の促進を図る。	環境省	【改正地球温暖化対策推進法に基づく政省令の制定】	・ 平成 17 年度までに、政省令を制定。平成 18 年度より、制度の適切かつ着実な施行
・ 運輸部門における CO_2 排出量の削減を図るため、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づく支援措置を活用して、荷主企業と物流事業者の連携による物流拠点の集約化と共同物流、3PL 事業者への物流アウトソーシング、電子タグ等の IT 導入による環境調和型 e-SCM などを幅広い業種において実現する。	経済産業省	【総合効率化計画の認定件数】 （再掲）	・（再掲）
・ 我が国の中小企業者による効率的で環境負荷の小さい物流への取組を加速させるため、中小企業者が共同で行う物流センター等の施設整備、事業計画・システム設計事業、実験的事業の運営事業等に対して、資金面で支援するとともに、要請により、物流アドバイザーを派遣し、事業の活性化を支援する。	経済産業省	【中小企業向け物流効率化セミナー等への参加者数、意識改善者割合】 物流効率化セミナー等への参加者数と、アンケートにより意識の改善が図られた者の割合。 【中小企業の物流効率化推進件数（基本計画策定数・システム設計数等）】 中小企業者が物流の効率化等を促進するため共同で行う事業計画・システム設計等に対する補助件数。	・ 平成 21 年までに、参加者数を 1,000 名／年、意識改善者割合を 80% ・ 平成 21 年までに、13 件/年
・ CSR の見地から環境経営を推進する企業の増加を図るため、大手企業等が公表している「環境報告書」等を基にした各企業の物流面での環境改善に向けた取組に関する「環境ロジスティクス・データベース」を充実し、その活用を図る。	国土交通省	【環境ロジスティクス・データベース掲載件数】 環境ロジスティクス・データベース（※）に掲載された取組事例の件数。 ※ 環境ロジスティクス・データベース：大手企業が公表している「環境報告書」等を基にして、各企業の「環境改善に向けての取組」の中で、特に「ロジスティクスに関する取組」状況を中心に掲載したデータベース	・ 平成 21 年までに、350 件
・ CO_2 削減効果を測定する共通指標として「ロジスティクス分野における CO_2 排出量算定法共同ガイドライン」や「環境調和型ロジスティクス推進マニュアル（LEMS マニュアル）」に基づき、定量的に算定できるシステムの整備を推進する。	経済産業省	【算定システムの利用率】 （算定システムの利用社数）÷（改正省エネ法の対象企業数）×100（%）	・ 平成 21 年度までに、80%
② トラックに比し CO_2 排出量が少ない鉄道・内航海運の機能向上等			

「今後推進すべき具体的な物流施策」	担当省庁	指標	指標の目標
・ 鉄道については、従来の車両では実現できなかった新たなダイヤ設定を可能とすることにより、既存インフラの下で追加的な輸送力を創出するため、時速 130 kmで走行可能な新型交直流高速貨物電車の開発・導入を促進するとともに、鉄道貨物インフラの整備を進める。また、安全かつ安定的な輸送を期すため一定年数を経過した機関車・貨車の更新を促進するほか、モーダルシフトの受け皿として必要となる大型高規格コンテナの導入、大型荷役機械（トップリフター）の整備、貨物情報システムの整備等を促進する。さらに、一般消費者を含めて環境にやさしい鉄道貨物輸送の認知度向上を図るため、平成 17 年度から開始した鉄道貨物輸送の利用に積極的に取り組む企業の商品等へのエコレールマークの表示を行う制度を推進する。	国土交通省	【鉄道コンテナ輸送量】 （再掲） 【機関車の新製車両数】 貨物鉄道の新製実績により算出。	・（再掲） ・ 平成 17～19 年度の累計で、75 両
・ モーダルシフトの担い手として将来にわたり安定的な貨物輸送が確保されるようにするため、日本貨物鉄道株式会社の完全民営化に向けて、経営基盤の強化を図る。	国土交通省	【日本貨物鉄道株式会社の経常損益】 日本貨物鉄道株式会社の決算より算出。	・ 経常黒字の継続
・ 国内海上輸送体系の強化とモーダルシフトの推進を図るため、船舶の大型化・高速化に対応するとともに、シームレスな複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルを整備する。	国土交通省	【複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルから陸上輸送半日往復圏の人口カバー率】 複合一貫輸送（※）内貿ターミナルから陸上輸送半日往復圏内の人口の割合。 ※ 複合一貫輸送：海上輸送と鉄道、トラック輸送を組み合わせてドア・ツー・ドアの輸送を完結する輸送方式 【フェリー等国内貨物輸送コスト低減率】 国内海上貨物の輸送コスト（海上輸送コスト（※）＋陸上輸送コスト（※））の低減の割合。 ※ 海上輸送コスト：船舶の大型化への対応等による低減 ※ 陸上輸送コスト：効率的な施設配置等による低減	・ 平成 18 年度までに、80% ・ 平成 19 年度までに、平成 14 年度比 4%減
③ グリーン物流推進のための自動車交通対策等			
・ 自動車単体の燃費性能の向上を図るため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、新たに重量自動車（車両総重量 2.5 トン超のトラック及び乗車定員 11 人以上の乗用自動車）を対象にトップランナー方式に基づく燃費基準を導入する。また、乗用自動車及び小型トラックの現行燃費基準については、事業者等による積極的な取組等により前倒し達成が見込まれることから、現目標年度以降の新たな燃費基準を策定する。	経済産業省 国土交通省	【ディーゼル重量車の平均燃費向上率】 自動車メーカーからの各車両の燃費値を出荷台数で加重調和平均した値の報告により、全メーカーの平均燃費値を算出し、基準年である平成 16 年度の平均燃費値からの向上率を算出。 【燃費基準の策定】 トップランナー方式に基づく燃費基準を策定。	・ 平成 27 年度までに、12% ・ 平成 18 年度までに、燃費基準を策定
・ エコドライブの集中的な普及を図るため、トラック運送事業者に対し、計画的かつ継続的なエコドライブの実施と運行状況の評価及び指導を一体的に行う取組（EMS：エコドライブ管理システム）の構築・普及に向けた支援をするとともに、運転手や運行管理者に対する講習会等を実施する。	国土交通省	【EMS の普及に向けたモデル事業・調査研究の成果の公表】 エコドライブ管理システム（EMS）の普及を図るため、EMS の有効性や効果的な実施方法等を明らかにするためのモデル事業や調査研究の成果を公表。	・ 平成 18 年度までに、成果を公表
・ クリーンエネルギー自動車を含む低公害車の普及促進のため、補助制度、日本政策投資銀行等の低利融資制度、自動車グリーン税制（排出ガス性能等が優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車税及び自動車取得税に関する特例措置）等を活用する。また、「CNG 車普及促進モデル事業」を行い、地域協議会を設置して関係者の協力の下に、物流拠点の再編・合理化にあわせた燃料供給インフラの重点的な整備等、集中的かつ計画的な CNG 車の導入及び導入に向けた環境整備を推進する。さらに、アイドリングストップ装置搭載車の普及促進を図る。	経済産業省 国土交通省 環境省	【クリーンエネルギー自動車の普及台数】 電気自動車、ハイブリッド自動車（燃料電池車を含む）、天然ガス自動車、ディーゼル代替LPガス自動車の累積導入台数。 【ディーゼル代替 LP ガス自動車の普及台数】 （財）自動車検査登録協力会の「自動車保有車両数」データより算出。 【低公害車の普及台数】 ※ 現行の低公害車開発普及アクションプランによる平成22年度までの目標 1,000 万台は平成 17 年 9 月末の時点で既に達しており、現在アクションプランの見直しについて検討中 【アイドリングストップ装置搭載車両の保有台数】 全自動及び半自動のアイドリングストップ車及びアイドリングストップ後付装置の普及台数。	・ 平成 22 年度までに、233 万台 ・ 平成 22 年度までに、26 万台 ・ 平成 22 年度までに、1,000 万台 ・ 平成 22 年度までに、277 万台
・ トラックからの NOx・PM 等大気汚染物質の排出の削減を図るため、自動車排出ガス規制を強化するとともに、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づき、車種規制及び事業者指導を適切に行う。	国土交通省 環境省	【NO_2及び SPM の環境基準達成状況】 全国及び自動車NOx・PM法対策地域の一般局及び自排局におけるNO_2及び SPM の環境基準達成状況。	・ 平成 22 年度までに、概ね達成
④ グリーン物流推進のための技術開発等			

「今後推進すべき具体的な物流施策」	担当省庁	指標	指標の目標
・ スーパーエコシップフェーズ1・ノンバラスト船の普及の促進、次世代低公害車・高度船舶安全管理システムの実用化の促進、スーパーエコシップフェーズ2・天然ガスハイドレート輸送システム・超臨界水を利用した新型舶用ディーゼルエンジンの研究開発の推進、バイオマス燃料の活用などによる地球温暖化対策を講じる。	経済産業省 国土交通省	【スーパーエコシップ(SES)フェーズ 1 については、SES 化に伴う船価上昇率】 （再掲） 【大型ディーゼル車に代替する次世代低公害車の実用化】 【革新的次世代低公害車の技術開発】 【高度船舶安全管理システムの実用化】 【スーパーエコシップフェーズ 2 の研究開発】 【天然ガスハイドレート輸送システムの研究開発】 【超臨界水を利用した新型舶用ディーゼルエンジンの研究開発】 【輸送用バイオマス燃料の導入量(原油換算)】 バイオエタノール、バイオディーゼル燃料等の輸送用バイオマス由来燃料の導入量	・（再掲） ・ 平成 22 年度までに、大型ディーゼル車に代替する次世代低公害車の実用化 ・ 平成 20 年度までに、自動車の燃費向上率について、 貨物車　現行基準値に対し+10% 乗用車　平成22年度燃費基準値から+30% 自動車の排出ガスについて、 貨物車 NOx:ポスト新長期規制値 PM:新長期規制値の 2 分の 1 乗用車 NOx:ポスト新長期規制値 PM:新長期規制値の 2 分の 1 ・ 平成19年度までに、システムの実用化 ・ 平成 19 年度までに、基礎的研究を終了 ・ 平成 20 年度までに、要素技術の開発を終了 ・ 平成 18 年度までに、基礎的研究を終了 ・ 平成 22 年度までに、50 万 KL
・ サルファーフリー(硫黄分 10ppm 以下)石油系燃料の導入を踏まえ、自動車技術との最適な組合せにより、自動車の燃費効率の向上を図る。	経済産業省	【サルファーフリー対応直噴リーンバーン車両の台数比率】 自動車の年間出荷台数における、ガソリン及びディーゼルそれぞれのサルファーフリー対応直噴リーンバーン車の台数の比率。	・ 平成 21 年度までに、ガソリン車を 8%、ディーゼル車を 100%
・ 積雪寒冷地の自然冷気を利用して製造した雪氷を片荷輸送における潜在的な輸送余力を活用して大都市圏に輸送し、臨海部オフィスビルの冷房熱源として利用する雪氷輸送システムの構築を図り、事業化を支援する。また、物流の効率化を図るため、自然冷熱や新冷凍保存技術を活用した貯蔵施設を設置し、馬鈴薯や活魚といった農水産品を、収穫期等における集中出荷ではなく、平準化した通年出荷により安定供給することなどを促進する。	国土交通省	【東京臨海部オフィスビルの冷房熱源として北海道から輸送する雪氷の量】 北海道の産地から空荷を活用して首都圏に輸送される、冷房用の雪氷の重量(産地における発荷重量ベース)。	・ 平成 21 年までに、30 千トン
⑤ 静脈物流の効率化等の推進			
・ 循環型社会の構築を図るため、リサイクルポートの保管施設等の整備拡充を支援し、適正な処理・輸送を確保した効率的な静脈物流システムの構築等を推進する。	国土交通省	【循環資源国内輸送コスト低減率】 港湾における静脈物流拠点とネットワークの形成に向けた諸施策を実施して、海上輸送を活用したリユース・リサイクルを促進することにより、平成 14 年度と比較して循環資源の海上輸送比率が高まることに伴い低減される単位当たりの輸送コストの低減率。平成 19 年度時点での循環資源の発着地間の総輸送コスト(陸上コスト及び海上コスト)を単位重量当たりで算出し、平成 14 年度値に対する低減率を算出。	・ 平成 21 年度までに、平成 14 年度比約 10%減
・ 国際静脈物流の効率化を図るため、循環資源の輸出を行う外貿ターミナルの拠点化、大型化、品質管理の強化や循環資源についての関係者間における情報共有化等について検討する。	国土交通省	【循環資源国内輸送コスト低減率】 （再掲）	・（再掲）
・「循環型社会形成推進基本法」における 3R(リデュース・リユース・リサイクル)に関する基本原則を踏まえ、使い捨て包装資材を削減するため、標準化されたパレットや通い容器といった再使用型の資材の普及を促進する。	農林水産省 経済産業省	【青果物における通い容器の普及推進】 青果物の輸送に使用されている通い容器の普及率。 (通い容器の量)÷(通い容器の量＋ダンボールの量)×100(%)	・ 平成 21 年までに、4.7%

「今後推進すべき具体的な物流施策」	担当省庁	指標	指標の目標
		【1100×1100mm サイズパレットの全国販売比率】 「プールパレット-一貫輸送用平パレット」として代表的なサイズである「1100×1100」サイズのパレットの販売比率。	・ 平成 21 年度までに、30%
⑵ 貨物交通のマネジメントの推進			
① 道路ネットワークの構築と使い方の工夫			
・ 環境にやさしく効率的な物流を実現するため、人流とのすみ分けにも配慮しつつ、弾力的な料金施策等による適切な経路・時間帯への誘導等を図る。	国土交通省	【規格の高い道路を使う割合】 全道路の走行台キロ(※)に占める自動車専用道路等の走行台キロの割合。 ※ 区間ごとの交通量と道路延長を掛け合わせた値であり、道路交通の量を表す	・ 平成 19 年度までに、15%
・ 物流拠点と高速道路等との結節性を高めるため、スマートインターチェンジ(ETC(ノンストップ自動料金支払いシステム)専用 IC)の活用及びアクセス道路の整備を推進する。	国土交通省	【規格の高い道路を使う割合】 (再掲)	・ (再掲)
・ 都市内において集中的に発生している渋滞を効果的に緩和するため、ボトルネックとなっている交差点・踏切道の改良、信号制御の高度化等を推進する。	警察庁 国土交通省	【信号機の高度化による交差点等の通過時間の短縮】 過去に実施した信号機の高度化事業から算出した信号機 1 基当たりの通過時間の短縮効果に、平成 15 年度から 19 年度までに予定される事業量を乗じて算出。 【道路渋滞による損失時間】 渋滞がない場合の所要時間と実際の所要時間の差(年間 1 億人時間の損失とは、1 年間に 1 億人が各々1 時間損失することを意味する。)。	・ 平成 19 年までに、3.2 億人時間/年 ・ 平成 19 年度までに、平成 14 年度(38.1 億人時間)比で約 10%削減
・ 幹線における貨物交通の環境負荷低減を図るため、都市間物流における道路ネットワークの効果的な使い方を検討するとともに、貨物の道路上の流動状況をより詳しく把握するための調査を実施する。	国土交通省	【道路上の貨物流動状況をより詳しく把握するための調査の実施】 米国における FAF(Freight Analysis Framework)等の貨物流動推計手法を参考に、国内における貨物流動の推計に必要なモデルの構築に向けた検討を実施。	・ 平成 18 年度までに、研究会を設置し検討の基本的方向性を定め、さらに検討を進める
② 都市内物流の改善			
・ 交通渋滞の緩和や環境負荷の軽減を図るため、路上荷捌き駐車施設・停車帯や路外荷捌き駐車場の設置と適切な運用、ポケットローディングシステムの普及、効果的な車線運用、きめ細かな駐車規制、違法駐車の取締り、積極的な広報啓発活動等、ハード・ソフト一体となった駐車対策等を地域の関係者との連携を図ることなどにより推進する。	警察庁 国土交通省	【路上駐車対策の推進】 路上荷捌き駐車施設・停車帯などのハード対策と違法駐車取り締まりなどのソフト対策を一体的に推進。	・ 平成 18 年度より、協議会を設置し、駐車対策の検討及び推進
・ 街づくりや施設整備に当たって都市内物流の円滑化に配慮し、共同集配システムの構築、都市内大型建築物に荷捌き施設の付置を義務付ける条例の制定等の対策を促進する。	国土交通省	【荷捌き駐車場の付置を義務付けた条例の制定】 平成 6 年に改正した「標準駐車場条例」に基づき、荷捌き駐車場の付置を義務付けた条例の制定を促進。	・ 毎年、駐車場法に基づく条例による荷捌き駐車場の建築物への附置義務付けについて、地方公共団体等の理解及び条例制定を促進するため、講習会などにおいて制度等の周知を図る
・ 日々の生活に不可欠な生鮮食料品等の集分荷の効率化を図るため、電子タグの導入等による情報技術の活用、取引方法等の変化に応じた場内自動搬送システムの導入等を推進するとともに、サプライチェーンを構成する関係者の要望に応える市場機能の高度化に資する施設を配置し、近代的な卸売市場の計画的な整備を図る。	農林水産省	【中央卸売市場における市場機能の高度化等に資する事業を実施する市場数】 中央卸売市場の開設者から農林水産省に提出されている中央卸売市場整備計画書及び実施計画書に基づき、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間に卸売市場施設整備対策を活用する整備事業が見込まれる中央卸売市場数に、過去の実施割合(※)を乗じて算出。 ※ 過去の実施割合は、平成 13 年度から平成 16 年度までの中央卸売市場整備計画等に基づき、計画と実績の割合を使用	・ 平成 21 年までに、31 市場
③ 海上コンテナ物流の効率化			
・ 港湾統計、全国コンテナ貨物流動調査など既存調査を活用し、海上コンテナ貨物の輸送量などの品目特性を踏まえた流動状況を把握する。	国土交通省	【全国輸出入コンテナ貨物流動調査の実施】	・ 5 年ごとに調査を実施する予定であり、平成 20 年度を目途に、実施

「今後推進すべき具体的な物流施策」	担当省庁	指標	指標の目標
・ 小ロット・多頻度輸送による輸送コストの増大や、国内輸送での環境負荷の増大といった諸問題を解消するため、国際海上コンテナに関し、荷主のニーズに対応するため、空コンテナやコンテナの空きスペース等の情報提供を行うシステムや、新たな輸送規格（20ft コンテナより小さな単位の輸送規格）の導入等の輸送の共同化を促進するためのシステムについて検討する。	国土交通省	【国際海上コンテナ輸送に関する輸送共同化のニーズやその実施上の課題等の調査の実施】	・ 平成 18 年度より、調査を実施
⑶ 情報化・標準化の推進			
① 流通業界の総合 IT 化促進			
・ 平成 17 年より流通・物流プロセスで用いられる商品コード及び事業所コードの国際標準が統一されたことを受け、国際標準に準拠した流通・物流システムの確立を図るため、流通・物流業界における国際統一コードの普及を促進する。	経済産業省	【GTIN、GLN の普及率】 企業における GTIN（※）、GLN（※）の普及率。 ※ GTIN：流通における 14 桁の国際共通商品コードで、流通分野の国際標準化機関である GS1 により国際ルールが決められているもの ※ GLN：流通における 13 桁の国際共通事業所コードで、流通分野の国際標準化機関である GS1 により国際ルールが決められているもの	・ 平成 23 年までに、80%
・ メーカー・卸・小売の流通業界において、迅速で効率的なサプライチェーンマネジメントを実現するため、インターネット時代に対応した次世代の EDI 標準を確立し、従来の EDI 標準（J 手順）からの転換を促進する。	経済産業省	【インターネット EDI 標準の普及】 企業におけるインターネット EDI 標準（※）の普及率。 ※ インターネットEDI標準：流通分野の国際標準化機関であるGS1（日本では財団法人流通システム開発センター）が中心となって、日本チェーンストア協会や日本百貨店協会などの小売業団体だけでなく、メーカーや卸売業も加わった話合いにより策定されたルールのこと ※ 通信プロトコル、やりとりされる情報コンテンツ（メッセージ）、業務手順などが含まれる	・ 平成 23 年までに、大手流通業（スーパーマーケット、百貨店などの小売業で年間売上高が 2 千億円以上のもの）の 70%がインターネット EDI 標準を利用
・ 商品情報を一元的に管理する体制の構築を図るため、商品情報をメーカー・卸・小売の各段階で同時に共有できる標準システムを構築し、流通業界への普及を促進する。	経済産業省	【商品情報共有化システムの利用者数】 企業における商品情報共有化システム（※）の利用者数。 ※ 商品情報共有化システム：電子商取引やPOSシステムなどを実施する際に必要なコンピューター上の商品台帳を標準化し、多くの企業で即時的に共有するための仕組み ※ メーカーが特定の商品データベースに自社商品情報を登録すれば、その情報を必要とする小売業に商品データが自動的かつ即時的に送信される ※ その実現のためには、商品台帳に登録されるデータを標準化するとともに、データを伝達するための情報システム構築が必要となる	・ 平成 23 年までに、大手流通業（年商 2 千億円以上の小売業）10 社以上が商品情報共有化システムを活用
② 電子タグの国際標準化と実用化促進			
・ 次世代バーコードと位置づけられる電子タグの国際標準化に向けたプロセスにおいて、我が国としても官民を挙げて積極的に参加し、日本発の技術やビジネスモデルを適切に反映した標準化を図る。	経済産業省	【電子タグの国際標準化の達成年度】 UHF 帯のパッシブタグ及びアクティブタグの国際標準化。	・ 平成18年度までに、UHF 帯のパッシブタグを国際標準化、平成 21 年度までに、アクティブタグを国際標準化
・ 流通・物流システムの革新的な効率化を実現するため、国際標準に準拠した低価格（5円程度）の電子タグを開発し、その普及を図ると共に、企業間サプライチェーンや百貨店・スーパー・コンビニエンスストア等の多様な小売業態での実用化を促進する。	経済産業省	【電子タグのインレット価格】 電子タグを構成する基本部分であるインレット（IC チップとアンテナが一体となったもの）の販売価格。	・ 平成 18 年度までに、月産 1 億個の条件において、販売価格を 5 円/個
・ 卸売市場を中心とした生鮮食品流通に電子タグを導入し、携帯端末等の利用によりいつでもどこでも容易に必要な情報の入手を可能とする技術を活用した生産・流通情報の管理を通じ、物流効率化を図るシステムの開発を行う。	農林水産省	【電子タグを活用した効率的な生鮮食品物流作業プロセスの実証実験を実施】 専門家等第三者グループによる分析委員会により卸売市場における電子タグ活用の作業体系の実証実験結果の分析・評価を行い、作業コストの削減率を実測。	・ 平成 19 年までに、物流作業コスト 4 分の 1 程度削減可能モデルの構築
③ 標準化推進体制との連携			
・ 流通業界における情報共有基盤の標準化、業務プロセスの標準化、国際標準化への対応を図るため、メーカー・卸・小売間の業界横断的な標準化推進組織を支援し、流通・物流システムの効率化施策との適切な連携を図る。	経済産業省	【消費財流通において標準化に参加する商材・小売業態数】 業界数は、小売業団体、卸売業団体、メーカー団体によりカウントする。 なお、それぞれ、既存の業界を越えた団体が別途設立された場合には、既存の業界数により算出する。	・ 平成 22 年までに、5 つ以上の小売業団体、5 つ以上の商材（日用品、加工食品、生鮮品、アパレル、家電など）関連団体が標準化活動に参加

「今後推進すべき具体的な物流施策」	担当省庁	指標	指標の目標
④ 電子債権制度の活用			
・ 商流・物流と金融・決済の一体化を図る。このため、卸売等の流通業者や 3PL 事業者による取組が促進されるよう電子債権制度の法整備とその活用を図る。	経済産業省	【電子債権制度を活用した商流・物流と金融・決済を一体化させるビジネスモデルの構築】 電子債権制度を活用し、商流・物流の延長として決済業務を迅速に処理しうるビジネスモデルを構築。	・ 平成 21 年までに、ビジネスモデルを構築
⑤ ユニットロード化の推進			
・ 一貫パレチゼーションの遅れている業種においてユニットロード化の推進を図るため、パレット、通い容器等の規格の標準化とその普及を進めるとともに、これらに電子タグを貼付し、効率的管理・回収（リサイクル）システムを構築する。	農林水産省 経済産業省	【青果物における通い容器の普及推進】 （再掲） 【1100×1100mm サイズパレットの全国販売比率】 （再掲）	・（再掲） ・（再掲）
⑥ ITS の高度利用の促進			
・ 貨物輸送の信頼性や定時性を確保しつつ、物流効率化の促進等を図るため、官民の様々な ITS サービスについて、車載器の機能の検討等を通じ、事業者が利用可能な基盤づくりを推進するとともに、サービスの高度化、システム連携による情報利用の円滑化等を推進する。	警察庁 総務省 国土交通省	【ITS サービスの高度化に伴う制度化（改正等含む）】 新たなITSサービスの創出に対し、サービスの高度化等のための関係する法・規則の制度化・改正等を図る。	・ 平成 18 年度以降も新たな ITS サービスに対し制度化等を推進
・ 交通の円滑化及び環境負荷の軽減を図るため、ITS の推進の一環として、ETC の普及促進、道路交通情報通信システム（VICS）、新交通管理システム（UTMS）の整備、電子ナンバープレート（スマートプレート）の実用化を推進するとともに、高精度な道路交通情報の提供、経路誘導、車両の運行管理等に取り組む。また、信号機や交通管制システムの高度化等交通安全施設等の整備を促進する。さらに、交通の安全を高めるため、先進安全自動車（ASV）、走行支援道路システム（AHS）及びユビキタス ITS の研究開発等に産学官が連携して取り組む。	警察庁 総務省 国土交通省	【光ビーコンの設置基数】 車載装置との双方向通信により、交通情報の提供を行う路上設置型の光ビーコンの設置基数。 【車車間通信技術等のユビキタス ITS 技術の確立】 車・道路・人を有機的に結合することにより、道路交通分野においてもユビキタスネットワーク環境を享受できるユビキタス ITS の実現を目指し、安全運転を支援する車車間/路車間通信技術の道路交通分野への応用技術等の研究開発を実施。 【CO_2 排出量削減】 京都議定書目標達成計画に基づく。 ※ ETC の普及促進・・・約 20 万 t（自動車のノンストップ化：約 16.5 万 t、及び料金所渋滞解消：約 3 万 t） ※ VICS の普及促進により、自動車走行速度向上・・・約 240 万 t ※ ITS の推進等・・・約 100 万 t	・ 平成 18 年度までに、今後の整備のあり方について検討を実施 ・ 平成 17 年度より、研究を開始。平成 19 年度までに、ユビキタス ITS 技術を確立 ・ 平成 22 年までに、CO_2 排出量を約 360 万 t 削減
・ より高精度な道路交通情報提供のため、道路交通情報の収集インフラの整備を推進するとともに、インフラからの情報提供を補完するものとして VICS 車載機を活用した自動車からの情報（プローブ情報）の収集等について産学官連携して取り組む。	警察庁 総務省 国土交通省	【プローブ情報の収集等について、産学官連携の継続】 産学官が連携を図り、プローブ情報の収集等について、規格・仕様を策定。	・ 平成 17 年度までに、規格・仕様を策定。平成 18 年度以降もプローブ情報の収集等について、引き続き産学官が連携して取り組む
・ 交通の円滑化等によって物流効率化の促進を図るため、ITS を活用した物流効率化に必要な情報通信基盤の国際標準化を進める。	総務省 経済産業省	【ITS 情報通信技術に係る ITU・ISO での標準化の状況】 現在開発・研究中のITS技術や検討中の規格について、ITU（国際電気通信連合）や ISO（国際標準化機構）での国際標準化を推進。	・ 平成 21 年度までに、各種 ITS 技術・規格の国際標準化
⑦ 港湾物流情報プラットフォームの構築			
・ 港湾物流に介在する各主体（荷主、船社、コンテナターミナル、海貨・通関、陸運）間における国際標準に準拠した電子的な情報授受を促進するため、実証実験を通じた検証を行いつつ、官民で協働し港湾物流情報プラットフォームを構築する。	国土交通省	【港湾情報プラットフォームの構築】	・ 港湾情報プラットフォームの構築に向け、平成 18 年度までに、共通ルールのモデル構築を行う
⑧ 船舶の航行安全確保のためのシステム構築			
・ 安全性を確保しつつ、船舶航行の効率化を実現するため、船舶自動識別装置（AIS）を活用した次世代型航行支援システムの整備・運用、航路標識の高機能・高規格化等の整備、浅瀬等の存在により航行に支障のある主要国際幹線航路の整備及び保全を行い、さらに安全かつ効率的な交通体系の検討を行うことで海上ハイウェイネットワークの構築を図る。	国土交通省	【ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数】 ふくそう海域（※）において、一般船舶（全長 50m 以上）が通常航行する航路を閉塞、または閉塞するおそれがある海難であって、我が国の社会経済活動に甚大な影響を及ぼす海難の発生数。 ※ ふくそう海域：東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び関門港（海上交通安全法または港則法適用海域に限る。）	・ 0 件
(4) 物流効率化を支える人材の育成			
・ 3PL 事業の推進のため、提案営業力、コンサルティング能力等を備えた人材の育成を図る研修会を国内において引き続き開催する。	国土交通省	【3PL を行うために必要な提案営業のできる人材を育成するための 3PL 人材育成研修受講者数】	・ 平成 21 年までに、14,000 名

「今後推進すべき具体的な物流施策」	担当省庁	指標	指標の目標
		平成 16 年 10 月より実施している 3PL 人材育成研修の受講者数。	
・ 企業において環境負荷の現状を定量的に把握し、その低減のための循環型システムを計画立案、推進、評価できる人材の育成講座を開催する。	経済産業省	【講座の開催回数・参加者数】	・ 平成 21 年度までに、毎年 1 回以上の開催及び延べ 250 名以上の参加者
・ 人手不足の予測される物流事業者の担い手を確保するため、若者を物流事業者に派遣することによってグループ業務を管理遂行できる人材の育成を図る。	経済産業省	【行動計画の策定】 人材育成に必要な教材の開発を検討。	・ 平成 18 年度までに、開発の検討
・ 船員の高年齢化が顕著な海運業界において、即戦力となる優良な若年船員を確保するため、トライアル雇用助成事業や船員就業フェアなどの船員雇用対策を推進する。	国土交通省	【船員就業フェアの参加者数及び参加企業社数】 船員の雇用の促進を図るため、求人者と求職者を一同に集め、就職面接を集中的かつ効率的に行う船員就業フェアの参加者数及び参加企業社数。	・ 平成 21 年度までに、参加者延べ 1,200 名以上及び参加企業社延べ 240 社以上
⑸ 物流事業に関する施策のあり方の検討			
① 物流事業の変化に対応した施策のあり方の検討			
・ 物流事業については、それぞれの事業実態に応じ、参入規制や運賃・料金規制等について緩和あるいは廃止を行ってきたが、複合一貫輸送や物流事業の総合化等の進展を踏まえた新たな業態に対応した施策のあり方について検討を行う。また、市場の競争実態について調査・検討を行う。	公正取引委員会 国土交通	【新たな業態に対応した施策のあり方の検討】 フォワーダー事業者の貨物運送サービスについて実態調査を行い、各種のサービスの実態を把握するとともに、消費者保護、事業者の手続きの負担軽減等の観点から、講ずべき施策のあり方について検討。 【競争実態について調査・検討について】 個別の物流分野等についての競争実態の調査を行い、物流事業の変化に対応した施策のあり方について検討することを視野に入れた調査報告書をとりまとめる。	・ 平成 18 年度までに、実態調査を行い、平成 19 年度目途に、構ずべき施策のあり方をとりまとめ ・ 平成 21 年までに、調査報告書とりまとめ
② 商慣行のあり方の検討			
・ リベート、返品制度、多頻度配送、店着価格制等の商慣行がサプライチェーンマネジメントの効率性を阻害しないようにするため、今後、商慣行が全体最適化を阻害している事例を明らかにし、その改善方策の検討を行う。	経済産業省 国土交通省	【商慣行のあり方に関する研究会の設置】 商慣行が物流や道路交通等に与える影響・問題点を把握し、課題解決に向けた改善策の検討を行うため研究会を設置。 【業界関係者からのヒアリング調査を実施】	・ 平成 18 年度までに、研究会を設置し検討の基本的方向性を定め、さらに検討を進める ・ 平成 18 年度までに、問題となる商慣行を把握
3 国民生活の安全・安心を支える物流			
① 物流セキュリティの確保			
・ 主要国や世界税関機構等の国際機関の動向を踏まえ、安全かつ効率的な国際物流の実現を図るため、関係省庁と連携して、平成 17 年3月に、施策パッケージを取りまとめたが、これに基づき、輸入貨物に関する情報を貨物到着前に把握・分析するために必要な措置の検討を含め、物流セキュリティ関連情報の収集体制を強化する。また、物流事業者のガイドライン策定や輸出事業者についてコンプライアンスの優れた者に対する輸出通関制度を導入し、その厳正な運用を図る。さらに、物流事業者等が的確に実施するセキュリティ対策の内容を行政と共有することにより、行政におけるリスクマネジメントに反映させ、セキュリティ対策が講じられたローリスク貨物から、それ以外のハイリスク貨物に取締りを重点化することにより、セキュリティ強化と物流効率化の両立を図る。加えて、この施策パッケージの有効性の検証と物流効率化に資するため、電子タグ等の IT を活用した国際海上コンテナの管理・輸送システムの実証実験を実施し、その成果を今後の施策に反映する。また、本人確認の自動化によるターミナルへの出入管理の高度化を図る。	総務省 財務省 国土交通省	【WCO 税関データ・モデルの導入】 【コンプライアンスの優れた者に対する輸出通関制度である特定輸出申告制度の実施】 【外国貿易船等の積荷に係る事項の事前報告の義務化】 【物流事業者のセキュリティガイドラインの策定】 【電子タグ等の IT を活用した国際海上コンテナの管理・輸送システムの実証実験】	・ 平成 17 年 12 月に、実施済 ・ 平成 18 年 3 月に、実施済 ・ 平成 18 年度までに、関税改正において義務化 ・ 平成 18 年 3 月に、実施済 ・ 平成 18 年 2～3 月に、実施済
・ セキュリティの確保と円滑かつ効率的な輸送を両立させ、テロに対して脆弱な分野におけるセキュリティレベルを向上させるため、平成 18 年1月に国際交通セキュリティ大臣会合を開催し、物流事業者が講じるべき保安措置等に関する国際的なガイドラインについて、各国政府及び関係国際機関が協調して作成する必要性について合意を得ることを目指す。	国土交通省	【国際交通セキュリティ大臣会合】 国際交通セキュリティ大臣会合を開催し、IMO に対して、WCO との協力の下、国際サプライチェーンにおけるコンテナの海上輸送のセキュリティ強化のための適切な対策を策定し、必要に応じ、採択することを検討することを求めることに合意する。	・ 平成 18 年 1 月に、国際交通セキュリティ大臣会合において合意済
・ 不審者の監視等によりテロを未然に防止し、施設の安全な運営及び輸送効率の高い国内海上輸送ネットワークの安定性を確保するため、監視施設等の整備を促進する。	国土交通省	【保安対策を強化した内航旅客（フェリー）ターミナル数】 内航旅客船（フェリー）ターミナルにおける監視カメラ等を用いた保安対策を実施しているターミナル数。	・ 平成 18 年度までに、2 港 2 ターミナルにて実施。平成 19 年度以降も整備を促進

「今後推進すべき具体的な物流施策」	担当省庁	指標	指標の目標
・ 航空貨物に対する適切な保安対策の実施を図るため、ICAO 国際標準等に準拠した国家民間航空保安プログラム及び航空保安対策基準の規定に基づき平成 17 年度に導入した特定航空貨物利用運送事業者等の認定制度の適切な運用を図る。	国土交通省	【特定航空貨物利用運送事業者等の認定制度の適切な運用】	・ 平成 17 年 10 月より、一部で運用開始、平成 18 年 4 月より、本格運用を開始
・ 我が国経済を支える国際海上輸送の安全確保を図るため、マラッカ・シンガポール海峡沿岸国等の海上取締能力の向上を支援するなど、同海峡等における海賊・海上武装強盗対策を含めたセキュリティ対策を推進する。	外務省 国土交通省	【東南アジアの海上保安機関職員等に対する海上犯罪取締研修の実施】 東アジア各国の海上保安機関等の職員を日本に招き、約 1 ヶ月間、海賊、密航、密輸等の海上犯罪の発生状況や、その取締手法に関する講義等を実施する海上犯罪取締研修を実施。	・ 平成 18 年度までに、研修を実施
② 交通安全の確保			
・ 物流の安全問題へ対応するため、ASV 技術等を活用した大型トラックの車両安全対策、先進安全航行支援システムの開発、過去の事故原因の調査分析による効果的な事故再発防止策の徹底等を推進する。	国土交通省	【大型トラックに係る実用化された ASV 技術の平均装着率】 （大型トラックに係る実用化された ASV 技術の年間装着台数÷（年間生産台数×実用化された ASV 技術数））×100（%）	・ 平成 22 年までに、5.0%
・ トラック運送事業者の運行管理の充実を図るとともに、過積載、過労運転の防止等の安全関係法令の遵守について関係者への啓発を図る。また、事業者、荷主への働きかけ、安全性優良事業所の普及・活用を推進する。	国土交通省	【事業用自動車の運行管理に起因する事故割合】 事業用自動車の事故について、自動車事故報告規則に基づき報告された事故のうち、事業者及び運行管理者による運行管理に主な原因があるものとして分類したものの割合。	・ 平成 21 年度までに、50%
・ 貨物自動車に係る交通事故防止を図るため、平成 19 年6月までに施行される中型免許制度の円滑な運用を図るなど運転者教育の充実に努めるとともに、関係機関・団体と連携して交通事故防止に関する広報・啓発に努める。また、交通安全施設等の整備を促進し、道路交通の安全性を高める。	警察庁	【信号機の高度化による死傷事故の抑止件数】 過去に実施した信号機の高度化事業から算出した信号機1基当たりの死傷事故抑止効果に、平成 15 年度から 19 年度までに予定される事業量を乗じて算出。	・ 平成 19 年までに、44,000 件
・ 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、関門航路といった海上交通の要衝である海域において、船舶の安全かつ円滑な航行の確保を図るため、国際幹線航路の開発及び保全を図る。	国土交通省	【船舶航行のボトルネックの解消率】 （再掲）	・（再掲）
・ 海上輸送における船舶の航行安全の確保及び保安の確保に資するため、操船シミュレータ訓練装置を導入し、操船者間で各自が把握した運航に必要な情報の共有化を進め、安全運航のためのリスク低減を図る訓練（BRM 研修）を始めとする、より実践的な教育を推進する。	国土交通省	【BRM 研修等の安全運航のための教育に係る講習の受講者数】 BRM 研修等、独立行政法人海技教育機構（平成 18 年 4 月 1 日に独立行政法人海技大学校と独立行政法人海員学校を統合し名称変更予定）において実施される、民間の要望に応じ船舶の航行の安全の確保に資する教育に係る講習の受講者数。	・ 平成 21 年度までに、受講者数延べ 2,400 名以上
・ 船舶交通の安全確保とともに、利用者サービスに相応しい水先業務運営の効率化・適確化、水先人の確保・育成等を図るため、水先制度の抜本的な改革を行う。また、本改革に必要な水先法改正法案を平成 18 年通常国会に提出することとし、平成 19 年4月からの実施を目指す。	国土交通省	【水先法の一部を改正するための法案（「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案」）の本通常国会への提出】	・ 平成 18 年 2 月に、提出済
③ 災害時の適確な対応			
・ 代替輸送（リダンダンシー）の確保、災害時の輸送の早期復旧に向けた体制整備等を効率性を確保しつつ推進するとともに、緊急事態発生時の救援物資の輸送体制及び必要な物流機能の確保を図る。広域的に収集した公共施設の被災情報の提供や、被災直後に利用可能な輸送機関の相互利用等により物流に関するライフラインの確保を図る。	農林水産省 国土交通省	【災害時に広域的な救援ルートが確保されている都市の割合】 地域の生活の中心の都市（※）のうち、隣接する地域の生活の中心都市への道路の防災・震災対策が完了している（※）ルートを少なくとも一つは確保している都市の割合。 ※ 陸路で連絡する隣接二次生活圏の存在しない圏域を除く二次生活圏（北海道については地方生活圏）の中心都市を指す。ただし、二次生活圏が設定されていない首都圏・近畿圏・中部圏については、都道府県庁所在地を用い、同一の二次生活圏に複数の中心都市が存在する場合は人口の多い都市を対象にしている 二次生活圏とは、高度な買い物ができる商店街や専門医を持つ病院、高等学校等の広域利用施設に準じた施設に、概ねバスで 1 時間程度で行ける範囲の圏域（半径 6～10km 程度） 地方生活圏とは、総合病院、各種学校、中央市場等の広域利用施設に、概ね 1～1.5 時間程度で行ける範囲の圏域（半径 20～30km 程度） ※ 橋脚の耐震補強及び 5 年確率で通行規制が発生する可能性のある事前通行規制区間の防災対策が完了していること 【港湾による緊急物資供給可能人口】 大規模地震の切迫性の高い観測強化地域（※）、特定観測地域内（※）の	・ 平成 19 年度までに、76% ・ 平成 19 年度までに、約 2,600 万人

「今後推進すべき具体的な物流施策」	担当省庁	指標	指標の目標
		港湾において、耐震強化岸壁等の整備により緊急物資等の供給が可能な人口。 ※　観測強化地域：地震予知連絡会が選定。異常が発見された場合に、さらに観測を強化して異常を確かめる必要のある地域を指す。具体的には南関東、東海の2地域 ※　特定観測地域：地震予知連絡会が選定。要件は、①過去に大地震があって、最近大地震が起きていない、②活構造地域、③最近地殻活動が活発、④社会的に重要な地域であること。具体的には宮城県東部・福島県東部、名古屋・京都・大阪・神戸地区等 **【農道の整備延長】** 農道整備にかかる事業による農道の整備延長。	・ 平成 21 年までに、2,000km
・ 災害に対して安全で信頼性の高い道路網を確保するため、斜面の安定を図る防災対策やバイパス整備等を推進する。特に、震災対策として、緊急的に対策が必要な緊急輸送道路の橋梁及び新幹線、高速道路をまたぐ跨線橋、跨道橋について平成 17 年度から平成 19 年度までの3箇年プログラムに基づき、重点的に耐震補強を実施する。	国土交通省	**【3箇年プログラムに位置づけられた橋梁における耐震補強の実施状況】** 緊急輸送道路の橋梁のうち、昭和 55 年より前の道路橋示方書を適用した橋梁等で、特に優先的に耐震補強を実施する必要のある橋梁に対する耐震補強の実施状況。 また、耐震補強の実施については、橋脚等の主要部分に対して緊急的に行う対策も含む。	・ 平成 19 年度までに、概ね完了
・ 緊急物資輸送のための耐震強化岸壁について緊急度に応じて重要度の高いものから順に整備を推進する。また、震災時において、一定の海上輸送機能を確保し、地域の経済活動への影響を最小限にするため、コンテナターミナル等における耐震強化等を推進する。	国土交通省	**【港湾による緊急物資供給可能人口】** （再掲）	・（再掲）
④　消費者ニーズに応じた流通システム及び食の安全・信頼の確保			
・ 消費者の食の安全・安心に対する関心の高まりに対応するため、卸売市場等における品質管理の徹底のためのコールドチェーンシステムの整備を進める。	農林水産省	**【中央卸売市場における低温卸売場の整備率】** （中央卸売市場における低温卸売場の整備面積（青果及び水産））×（過去の実施割合）÷（全国中央卸売市場の卸売場面積（青果及び水産））×100（%） ※　低温卸売場の整備面積（青果及び水産）は、中央卸売市場の開設者から農林水産省に提出されている中央卸売市場整備計画書及び実施計画書に基づき、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間に見込まれる卸売市場施設整備対策を活用する整備事業としている ※　過去の実施割合は、平成 13 年度から平成 16 年度までの中央卸売市場整備計画等に基づき、計画と実績の割合を用いた	・ 平成 21 年までに、11.1%
・ 情報の記録の自動化・簡便化により、消費者が簡単に安全・安心情報を入手でき、生産資材の適正な使用や必要に応じて食品事故の拡大防止・原因究明に活用できるユビキタス食の安全・安心システムの開発・導入を促進する。また、ネットワークの高度化技術等を確立する。こうした取組を通じ、トレーサビリティ・システムの効率的な普及を図る。	農林水産省 総務省	**【食品流通の各段階において、トレーサビリティ・システムを導入している事業者の割合】** 農林水産省統計「食品産業動向調査」－トレーサビリティ・システムの導入・実施状況等の実態－のトレーサビリティ・システムの導入状況の各事業者のデータより算出。	・ 平成 19 年度までに、食品製造業を 50%、食品卸売業を 50%、食品小売業を 40%
・ 産地の中核的役割を担い、かつ流通機能の拠点である水産業協同組合等が食品産業、小売業等と連携して、消費者ニーズに合った効率的な水産物の流通システムを確立する。	農林水産省	**【産地から消費地までの中間コストの削減モデルの確立】** 産地から消費地までの中間コスト（産地出荷業者の出荷経費割合（※）＋消費地仲卸経費割合（※）－本取組の出荷経費割合）の削減モデルの確立件数。 ※「食品流通段階別価格形成調査」(農林水産省統計部)の直近値により算出	・ 平成 20 年度までに、4 件